

第 1 章 移行措置の一般的留意事項

1 趣 旨

平成 32 年度からの新小学校学習指導要領に基づく教育課程の全面実施に備え、各小学校は平成 30 年度及び 31 年度の間にも新教育課程へ円滑に移行できるよう、現行の教育課程に適切な措置を図る必要がある。このため、大阪市小学校教育課程移行措置要領を作成する。

2 一般的留意事項

移行期間中における当該学年の各教科をはじめ教育活動全般の指導に当たっては、新学習指導要領の趣旨を生かして指導するように努める。

総則については、平成 30 年度から新学習指導要領により実施する。その際、教育基本法及び学校教育法、「大阪市教育行政基本条例」並びに「大阪市立学校活性化条例」「大阪市教育振興基本計画」「大阪市教育委員会事務局運営方針」に基づき、児童の人間として調和のとれた育成をめざし、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行う。

各学校においてはこれらの基準を踏まえ、教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題がどこにあるのかを明確にして教職員間で共有し改善を行うことにより学校教育の質の向上を図り、カリキュラム・マネジメントの充実に努める。その際、次に示す内容について留意すること。

- (1) 移行措置は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間に全学年にわたって行うこととし、平成 32 年 4 月 1 日からの新教育課程に移行できるよう、各小学校の実態に即して計画的に実施する。
- (2) 移行期間中の指導に当たっては、文部科学省告示及び通知等により、新学習指導要領の趣旨並びに現行の「大阪市小学校教育課程編成要領」を踏まえて指導するように努める。
- (3) 移行期間中の各教科等の取扱いについては、現行の「大阪市小学校教育課程編成要領」にかかわらず、平成 29 年文部科学省告示第 93 号「小学校学習指導要領の特例を定める件」による。
- (4) 学校全体として、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努める。

- (5) 教育活動を進めるに当たっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次に掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指す。
- ア 基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮する。
- イ 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養をめざした教育の充実に努める。
- (6) 新小学校学習指導要領に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱う。
- (7) 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導する。
- (8) 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、特別の教科道徳に示す内容とし、その実施に当たっては、道徳教育に関する配慮事項を踏まえる。
- (9) 指導計画の作成等に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成する。
- ア 各教科等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにする。
- イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにする。
- ウ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進める。
- (10) 学校段階等間の接続に関して、教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図る。
- ア 小学校入学当初は、幼児期における自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を

行う。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(別紙参照)を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにする。

イ 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫する。特に、各校の「小中連携アクションプラン」に基づき小中一貫した取組を進める。

(11) 各教科等の指導に当たり、次の事項に配慮する。

ア 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用し、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させ、学習の対象となる物事を捉え思考し、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(見方・考え方)が鍛えられていくことに留意する。そして、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図る。

イ 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等に関して責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができる。なお、本市の外国語活動においては、新学習指導要領の指導内容を効果的に実施する観点から、1単位時間(45分)で実施することを基本とする。

ウ 言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ、各教科等の特質に応じて児童の言語活動を充実する。

エ 情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る。あわせて、各教科等の特質に応じて、学習活動を計画的に実施する。

オ 児童がプログラミングを体験しながら、論理的思考力を身に付けるための学習活動については、算数科、理科、総合的な学習の時間の中で、その内容やその取扱いについて例示されているが、それ以外の内容や教科等においても、プログラミングに取り組むねらいを踏まえつつ、学校の教育目標や児童の実情等に応じて工夫して取り入れていく。

カ 授業づくりについての研究成果から作成した「waku×2.com-bee(大阪市の授業のスタンダード)」を活用して、全ての教員の指導力向上を図る。

(12) 移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行う。

移行期間における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、次のとおり行う。

ア 第3学年及び第4学年

児童の学習における顕著な事項については、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、所見を文章で記入することができる。

イ 第5学年及び第6学年

現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述する。引き続き、数値による評価・評定とも行わない。